

農地法第 3 条許可申請添付書類

申請書に記載していただく他に、下記の書類が必要です。

★譲 渡 人(貸し人)

- ・ 印 鑑 (実印)
- ・ 印鑑証明書
- ・ 登記事項証明書 (法務局、3 ヶ月以内のもの)
- ・ 資産証明書 (農業者年金受給、生前一括贈与の場合)

★譲 受 人(借り人)

- ・ 印 鑑 (認印で可)
- ・ 住民票
- ・ 耕作証明書 (他町村の方の場合、住所地の農業委員会)

★ その他注意事項

- ◎申請期日 毎月 15 日まで申請を受付けたものは、当月の農業委員会総会審議となります。
- ◎本人記載 申請書への記載は本人の自書に限ります。
- ◎委任状 代理人が申請する場合は、委任状と代理人の住所が確認できるものを持参してください。
- ◎許可 月末に許可書を受領していただきます。
- ◎登記 所有権を移転する場合は、許可後速やかに登記をしてください。贈与税の相続時清算課税制度を選択する場合、許可後に税務署で申告し選択して下さい。
- ◎贈与税 申請地が生前一括贈与を受けた特例農地の場合、許可後 2 ヶ月以内に税務署へ届出が必要です。(猶予されている贈与税~~を~~納付する場合があります。)
- ◎土地改良費 ほ場整備地区内の農地については、分担金納付名義人の変更の有無を農政課に届けてください。